



2019年1月11日

各 位

会 社 名 株式会社メディア工房
代表者名 代表取締役社長 長沢 一男
(コード: 3815 マザーズ)
問合せ先 取締役 長沢 和宙
(TEL. : 03-5549-1804)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年1月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

新規事業の成長、並びに市場環境の変化及び変異に対応した柔軟な資本政策を実行できるよう備える他、株主様への利益還元を図るべく、自己株式取得を行うものであります。

2. 取得にかかる事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	250,000株(上限) ※自己株式を除く発行済株式数に対する割合 2.45%
(3) 株式の取得価額の総額	100,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2019年1月15日～2019年2月14日
(5) 取得方法	取引一任勘定取引による市場買付

(注) 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

以 上

(参考) 2019年1月11日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数	11,300,000株
(自己株式を除く株式数)	(10,219,123株)
自己株式数	1,080,877株